

令和8年3月31日 制定（国空無機第351405号）

国土交通省航空局安全部
無人航空機安全課長

無人航空機の運航管理（UTM）サービスプロバイダ（USP）へのID付与
に係る審査要領

1. 目的

この要領は、同一空域における無人航空機同士、あるいは無人航空機と低高度を飛行する有人航空機の接近や衝突を防止するため、無人航空機の飛行前調整等（飛行計画の通報及び調整支援等）の運航管理（UTM）サービスを提供する者（UTMサービスプロバイダ。以下「USP」という。）がドローン情報基盤システム（DIPS）に接続するためのIDの付与を受けるための手順、当該IDの付与を受ける者が満たすべき基準等を定めることを目的とする。

2. 手続等

（1）新規にID付与申請をする場合

①申請書の記載要領

新規にID付与申請をする者（以下「申請者」という。）は、申請書に次に掲げる事項を記入し、2.（1）②に定める提出先に、本要領の「3. 一般要件」及び「4. 機能要件」を満たすことを説明する書類（以下「適合説明資料」という。）及び宣言書を添付して提出しなければならない。なお、当該申請書の欄内にすべて記載できない場合は「添付別紙のとおり」と記入し、添付する別紙に記載することができる。

- a) 申請日
- b) 申請者の住所又は主たる事務所の所在地
- c) 申請者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
- d) 検証環境を用いた検査の希望時期（申請者が検証環境を用いた検査を受けようと希望する時期を記入する。）
- e) ID付与希望時期（申請者がID付与を希望する時期を記入する。ただし、申請日から少なくとも1か月後以降の日程とする。）

②申請書の提出先

国土交通省航空局安全部無人航空機安全課（以下「無人航空機安全課」という。）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

メールアドレス：hqt-jcab_uasd_utm2@gxb.mlit.go.jp

③ID付与のための検査

- a) 書類検査

無人航空機安全課は、申請者から提出された適合説明資料についての検査を実施する。その際、必要により、基準への適合性を判断するために、適合説明資料以外の書類についても提示又は提供を求める場合がある。

b) 検証環境を用いた検査

無人航空機安全課は、検証環境を用いて「4. 機能要件」を満たす機能がUTMシステムに具備されていることについての検査（以下「接続検証試験」という。）を実施する。申請者はDIPSとのAPI連携に当たっては、事前に「DIPS利用規約」（※）に同意するとともに、連携に必要な申請手続を進めること。また、検証環境を用いた確認方法について文書にするとともに、当該文書について、接続検証試験の実施日より前に、検査を担当する無人航空機安全課職員から了承を得ること。また、接続検証試験においては、無人航空機安全課職員同席の下、申請者は当該文書に沿って機能が具備されていることについて確認を進めること。

※<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/contents/portal/termsDetails.html>

④IDの付与

2. (1) ③による検査の結果を踏まえ、基準に適合すると認められる場合に、無人航空機安全課は申請者に対して、IDを付与する。

⑤IDの有効期間

IDの有効期間は3年とする。

(3) 付与されたIDを更新する場合

認定USP（2. (1) ④に規定するIDを付与された申請者をいう。以下同じ。）は、付与されたIDの有効期間内において更新を受けなければ、その効力を失う。ID更新の手続については、2. (1)と同様とし、遅くとも有効期間が満了する1か月前までに申請を行わなければならない。なお、IDを更新しない場合は、2. (6)の規定に従うものとする。

(4) 申請した内容に変更が生じる場合

認定USPは、適合説明資料にて定めた内容から変更が生じる場合には、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。なお、届出に当たっては、変更後の内容が基準に適合することを説明する資料を提出すること。

(5) 業務の改善・停止又はIDの取消し

①業務の改善・停止又はIDの取消しを求める場合

認定USPが次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、業務の改善・停止又はIDの取消しの措置を講じる場合がある。

- a) 「3. 一般要件」に規定する基準に適合しなくなったと認められるとき
- b) 「4. 機能要件」に規定する基準に適合しなくなったと認められるとき

②業務の改善・停止又はIDの取消しに係る手順

業務の改善・停止又はIDの取消しを無人航空機安全課が求める場合の手順は、原則として次のとおりとする。

- a) 「3. 一般要件」又は「4. 機能要件」に規定する基準に適合しなくなったおそれがあると無人航空機安全課が判断する。
- b) 「3. 一般要件」又は「4. 機能要件」に規定する基準への適合状況について判断するために必要な情報について、認定USPに報告又は説明を求める。
- c) b) の情報に基づき 「3. 一般要件」又は「4. 機能要件」に規定する基準に適合していないと無人航空機安全課が判断した場合は、認定USPに対し、基準に適合していないことについて通知するとともに、業務の改善若しくは業務の停止を求める通知書又はIDの取消しに係る通知書を交付する。
- d) 業務の停止を求める通知書又はIDの取消しに係る通知書が交付された場合は、認定USPは直ちにその旨を当該認定USPが提供するサービスを利用する者に伝達しなければならない。

③業務の改善・停止後の措置

a) 業務の改善・停止

無人航空機安全課は、業務の改善・停止を通知した場合は、業務の改善に必要な期間を鑑みて期日を定め、当該事態に至った要因の分析結果及び業務の改善のために講じた措置について報告又は説明を求める。

b) IDの取消し

a) の報告の結果、「3. 一般要件」又は「4. 機能要件」に規定する基準に適合せず、改善の見込みがないと認められる場合には、IDの取消しを行う場合がある。

(6) 業務の廃止

認定USPは、自らの都合により認定USPとしての事業を廃止する場合は、事前に廃止の理由その他必要事項を記載した書類により無人航空機安全課に届け出るとともに、認定USPとしての事業を廃止する旨を当該認定USPが提供するサービスを利用する者に伝達すること。

3. 一般要件

申請者は、次に掲げる基準に適合することを文書に示し、証明しなければならない。

なお、基準への適合を示すに当たりJIS Q 9001、JIS Q 27001、JIS Q 2770 1、JIS Y 1011等の公知規格の認証取得状況を活用することができる。この場合、各基準に適合していることを項目ごとに申請者自らが確認し、その結果を判断根拠とともに提出することにより、基準への適合を示さなければならない。

(1) 事業計画等

申請者は、UTMサービス提供業務の実施に係る事業計画（3.（2）から（10）に掲げる事項の実施に関する内容を含む。）を策定するとともに、UTMサービス提供業務の継続的な実施に必要な経営の安定性及び経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業の運営に活用される資源をいう。）を確保していること。また、サービスの提供内容やそれに伴うサービス利用者との責任分界点、UTMサービス提供業務に関連して発生することが想定される損失及びその対応等を明確にしていること。

（2）設備

申請者は、UTMサービスを提供するために必要な設備・システムを有していること。また、設備・システムの必要な機能が維持されるように、その保守及び維持管理について、その方法が明確かつ適当なものとなっており、適切な文書に定められた上で、遵守されていること。加えて、申請者が提供するUTMサービスの一部において他のサービス提供者のサービスを利用する場合には、両者間の責任分担を明記した契約を締結していること。

（3）組織及び人員

①申請者は、UTMサービス提供業務に係る最高責任者を選任していること。最高責任者は、UTMサービス提供業務に最終的な責任を有する者（法人にあっては、その代表権を有する役員）又は当該者から指名されUTMサービスの提供業務を遂行するために必要な権限を付与された者が選任されなければならない。その上で、UTMサービス提供業務が、申請者の各組織又は各組織の責任者に過不足なく分担され、それぞれの権限及び責任が明確にされていること。

②UTMサービス提供業務を分担する各組織の人員は、各組織の業務を遂行するための十分な能力を有していること。また、UTMサービス提供業務を分担する各組織は、各組織の業務を遂行するための十分な数の人員が配置されていること。

（4）UTMサービス提供業務の実施方法

UTMサービス提供業務について、緊急時の対応（※）を含め具体的な業務の実施方法について、作業指示書等においてその手順が明確かつ適切に定められていること。また、その作成（変更する場合を含む。）、運用及び管理方法が明確かつ適当なものとなっており、適切な文書に定められた上で、遵守されていること。

※UTMサービスの提供に影響する通信障害や設備故障等、申請者が提供するサービスの大幅な低下や中断につながる事態の発生への対応方策に加え、飛行中に緊急事態に遭遇した運航者を支援するための対応方策も含む。

（5）人員の教育及び訓練

3.（3）によるUTMサービス提供業務を分担する各組織の所属人員に対する教育及び訓練について、訓練の種類、対象者、訓練カリキュラム、実施方法、

評価方法及び記録方法が明確かつ適当なものとなっており、適切な文書に定められた上で、遵守されていること。当該教育・訓練には、3.（4）の緊急時の対応を含むこと。なお、訓練の種類について、UTMサービス提供業務の種類に対応した教育訓練のみならず、新規、定期、臨時といった実施時期を含むこと。

(6) UTMサービス提供業務の一部を委託する場合における受託者による当該業務の遂行の管理（委託管理）

委託管理について、委託先の選定基準、委託範囲及び内容並びに委託先に対する監査の方法が明確かつ適当なものとなっており、適切な文書に定められた上で、遵守されていること。なお、申請者は、委託管理を通じて、委託先が委託された業務を遂行するのに必要な能力を有し、発注に従った業務を実施していることを保証する必要がある。そのため、委託先の選定時に審査した業務の遂行能力が維持されていることを確認することを目的として、適切な方法及び頻度で実施するための委託先の監査に関する基準及び手続が定められていること。

(7) UTMサービス提供業務に関する記録及び管理

①UTMサービス提供業務に関する記録及び管理について、記録の範囲及び内容並びに記録の管理方法が明確かつ適当なものとなっており、適切な文書に定められた上で、遵守されていること。

②申請者は、4.（3）において作成及び記録が必要な事項として規定されている事項に関する記録については、3年間保存すること。

(8) UTMサービス提供業務の実施組織から独立した組織が行う監査

UTMサービス提供業務の実施組織から独立した組織による監査制度について、実施時期、監査を行う者、実施基準・方法、監査結果等の記録方法及び不適合事項に対する是正措置の手順が明確かつ適当なものとなっており、適切な文書に定められた上で、遵守されていること。

なお、監査に当たっては以下の事項を含めること。

a) 監査については、法令等への適合性に最終的責任を有する者である最高責任者の責任において行うこと。最高責任者自らが監査を行わない場合には、監査を行う者を最高責任者が指名し、監査の結果について直接報告を行わせる仕組みとなっていること。なお、当該仕組みが確保されていれば、UTMサービス提供業務の実施組織から独立した組織においてあらかじめ定められた内部監査体制その他これに準ずる仕組みを活用することを妨げない。

b) 監査を行う者は、監査の対象から独立した組織に属し、その監査の対象業務に係る航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号。以下同じ。）その他関係規則類について監査を行うのに十分な知識を有すること。

c) 監査において発見された不適合事項については、最高責任者の責任の下、適切な是正措置をとること。

(9) UTMサービス提供業務に係る秘密保持及び情報の取扱い

- ①申請者は、その業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならないこと。加えて、適切な文書に定められた上で、遵守されていること。
 - ②申請者は、UTMサービスの提供業務において取り扱う情報に関して、守秘義務の遵守、目的外利用の禁止その他の情報の適正な取扱い及び管理に関する事項を定め、運航者に対して契約条件等により開示していること（※）。
 - ③申請者は、UTMサービス提供業務において、他の認定USPと交換する必要がある情報について、その適正な取扱いを確保するため、当該認定USPとの間で満たすべき要件や基準について、以下の内容を含め、定めていること。
 - a) 無人航空機の安全な運航及びUTMサービスの提供に必要な情報を交換すること。
 - b) 交換された情報について、アクセス、データ品質の維持及び必要な保護を相互に保証すること。
 - ④申請者は、航空局の提供する情報を利用する場合には、当該情報の取扱い、管理方法等について別途航空局と調整すること。
- ※申請者と運航者間での契約手続については、他法令に基づき適切に実施されること。

(10) UTMシステムに関すること

- ①情報セキュリティ及びプライバシー保護
 - a) 申請者は、自らが運用するUTMシステムにおけるアクセス制御機能の整備、暗号化対策、サイバーセキュリティに関する対策、可用性の確保その他の当該システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置を継続的に講じること。
 - b) 申請者は、自らが運用するUTMサービスの利用者による当該システムへのアクセスに関して、ログインが必要な個別アカウントと、セキュアな識別メカニズム（ユーザネーム・パスワードの入力、多要素認証等）を活用して適切に管理すること。
 - c) 申請者は、運航者やUTMサービス利用者等の個人情報の保護のため、運航の識別情報について匿名性を確保した上で管理すること。また、当該識別情報は安全、セキュリティ又はプライバシー上の問題の解決のために用いる必要がある場合を除き、他の認定USPや運航者に開示してはならないことについて、適切な文書に定めた上で、遵守されていること。
- ②システムの接続
申請者は、自らが運用するUTMシステムと他のシステムとの相互の連携を確保するために、自社のシステムとの接続に当たり他のシステムが満たすべき要件や自社のシステムが準拠する基準を定めていること。なお、SWIMと接続する場合は航空局の利用承認を得ること。

4. 機能要件

(1) 飛行前調整機能（戦略的衝突回避）

飛行前調整の目的は、飛行計画間の競合を検出し、計画上の競合の発生を防ぐことである。

申請者は、飛行前調整機能として、飛行計画の通報や飛行計画の重複判定(※)時等に、運航者及び申請者が他の認定USPや運航者等と調整するための機能を有すること。具体的には以下のとおり。

- a) 飛行計画の通報支援を行うこと。飛行計画の通報支援に当たり、運航者より「無人航空機の飛行計画の通報要領」（令和4年11月3日 国空無機第223045号）で求められる通報事項（飛行の日時、経路、高度等）を入手すること。
- b) 4. (2) の空域制限情報に照らして運航者から受け取った飛行計画を確認し、空域制限と競合する場合は運航者に通知すること。
- c) 既存の飛行計画を、新しい空域制限と継続的に照合し、それらと競合する場合は運航者に通知すること。
- d) DIPSによる飛行計画の重複判定があった場合は、運航者に対して重複がある旨を通知し、運航者の要望等に応じて、運航者による他の認定USP又は他の運航者との調整を支援するか、申請者自らが他の認定USP又は他の運航者と調整すること。この調整に際し運航者に対し重複を解消する代替の飛行を提案することもできる。
- e) 異なる認定USPの競合する飛行計画を迅速、確実に、かつ明確に特定できるようにするとともに、解決するための適切な手法を定めておくこと。
- f) 航空情報の発行に係る連絡を運航者に代わり実施するに当たっては、関係する地方航空局長等に遅滞なく通知すること。
- g) 飛行計画の通報後、飛行が終了するまでの間に、当該飛行計画が有人航空機の飛行経路と競合したと認知した場合等には、当該情報を可能な限り迅速に運航者に提供すること。

※飛行計画の重複判定自体は、DIPSにおいて実施される。

(2) 空域制限情報の提供機能

空域制限情報の提供の目的は、法令等で定められた無人航空機の飛行禁止エリア等を明示し、運航者に飛行可能な範囲を示すことである。

申請者は、空域制限情報の提供機能として、管制空域等、制限表面、条例や重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）に基づく飛行禁止エリア、有人航空機の場外離着陸場及び緊急用務空域等の一時制限エリア等の空域の制限に係る情報を運航者に提供する機能を有すること。

空域制限情報の提供に当たっては、以下の要件を満たすこと。

- a) 空域制限に係る詳細な情報を、可用性と適時性を確保した上で事前に運航者に提供すること。空域制限は、運航者に、4Dボリューム（高さ、長さ、幅、期間）と制限のタイプに関して情報を提供することが望ましい。なお、当該情報は、DIPSが保有する情報等に基づき作成されたものであること。
- b) 不測の事態等への対処のため空域制限情報を適時に運航者に送信するこ

と。当該情報には、更新時刻及び有効時間を含むこと。

- c) 空域制限情報は、飛行前と飛行中の両方で関連する運用上の制約と変更を運航者に通知するためのデータソースとして使用されること。
- d) 運航者に提供される空域制限に係る情報の適時性と可用性を確保すること。システム全体の可用性を維持するため、冗長性を持ったシステム構成とすること。
- e) 運航者の飛行計画上の飛行経路と交差するすべての空域制限の詳細な情報を提供できない場合、運航者に通知を送信しなければならない。
- f) 運航者の飛行計画上の飛行経路と交差する空域制限を入手した場合、交差する空域制限の詳細な情報を示す通知を運航者に送信しなければならない。

(3) 飛行データ等の作成及び記録機能

飛行データ等の作成及び記録の目的は、飛行データを含む運用に係る情報及び遭遇する可能性のあった事象を記録し、利用可能とすることにより、運用の安全性を確保すること及び空域管理を支援することができることと、個々の無人航空機の性能や飛行の有効性の分析を可能とし、また今後のUTMの段階的導入を実現していく上での機能や要件等の検討に際し必要となる運用データを取得すること等である。

申請者は、以下のとおり飛行データ等の作成・記録機能を有すること。

①作成及び記録が必要な事項

少なくとも以下の事項を含む運用データ及び情報を保持すること。なお、航空局から飛行データ等について求めがあった場合、すべての記録が、必要なときにいつでも、特に、プライバシー要件に従い、提出可能であること。加えて、個人情報にかかる情報については、UTMサービス利用者と合意が得られた範囲で提出すること。また、記録は、保存期間全体を通じて運用データ及び情報の追跡と検索ができるものであること。

- a) 運航者が通報した飛行計画（通報後に変更した場合には、変更履歴も含む。）
- b) 飛行計画の調整に関する運航者及び他の認定USPとのやり取り
- c) 管制機関等とのやり取り
- d) 運航者の飛行軌道・位置データ（※）（当該データの取得が取得できた場合に限る。）
- e) 運航者の飛行経路に近接する可能性のある有人航空機や他の運航者の無人航空機に関する情報その他飛行中に運航者に提供した情報
- f) UTMサービス提供業務に使用される設備等の状態及びパフォーマンスレベル（稼働率・応答時間等のサービスレベル指標）
- g) 申請者が保有する有効な状態であるすべての空域制限情報（空域制限情報の提供者等（DIPS等）が関連付けたデータを含む。）

※UTC時間（coordinated Universal Time）で表された年月日・時刻及び世界測地系（WGS 84 座標）で表された場所並びに高度を含む。

②作成及び記録の形式

飛行データ等は、以下の形式で作成及び記録すること。

- a) すべての飛行データ等に対して、UTC時間でタイムスタンプを付けなければならない。
- b) 記録されたデータのタイムスタンプは、関連するイベントが発生した時刻と一致しなければならない(※)。

※ メッセージの記録については、関連するイベントの時刻はメッセージが送信か受信された時刻である。他の記録の場合、関連するイベントの時刻は、有効期間の終了、状態変化、基準値の超過など、記録した活動を引き起こしたトリガーに対応(一致)する。

5. 報告

無人航空機安全課は、認定USPに対し、航空の安全を確保するため及び基準への適合性を確認するため報告を求めることとする。認定USPは、次のとおり報告を行うとともに、これらの報告の方法及び手順を適切な文書に定め、遵守しなければならない。

(1) 報告対象

①不安全事故及び法令違反の疑いのある事案の報告

業務において発見された無人航空機の安全性に大きな影響を与える不安全事故及び法令違反の疑いのある事案を対象とする。具体的には以下のとおり。

a) 対象事案

- ア) 運航者が緊急事態であると認めた事案
- イ) 無人航空機同士又は無人航空機と有人航空機との衝突、接触又はそれらのおそれがあった事案
- ウ) 無人航空機が必要な登録を行っていない又は飛行に必要な許可若しくは承認を受けていない等の航空法違反その他法令違反疑いのある事案

b) 報告内容

- ア) 事案の概要
- イ) 4. (3) ①に規定する情報

②定期の報告

業務において発見された不安全事故以外の事案並びに3. (8)に規定する監査の結果(発見された不適合事項を含む。)及びその是正措置を対象とする。業務において発見された不安全事故以外の事案については、具体的には以下のとおり。

a) 対象事案

- ア) 空域が適正に使用されなかった又はそのおそれがあったと認定USPが判断した事案(※1)
- イ) 他の飛行計画や空域制限との競合により飛行計画を計画又は再計画できなかった事案(※2)

※1 例えば以下のような事案が想定される。

- ・ 運航者が過度に空域を確保した結果、他の運航者の運航を妨げるようになった事案
- ・ 運航者が過度に空域を確保することにより他の運航者の運航を妨げることになるおそれのあった事案(認定USPが調整することにより実際には過度な空域の確保が行われなかったもの等)
- ・ 運航者が飛行を中止したにも関わらず通報した飛行計画を取り消さなかった事案

※2 この記録の意図は、空域アクセスの公平性の分析をサポートすることである。公平性は主に、要求された飛行計画の領域における他の飛行計画の存在により影響を受ける。しかしながら、他の航空業務に対応する制約も要因となり得る。

b) 報告内容

ア) 発生件数

イ) 事案の概要

ウ) 4. (3) ① a) 及び d) に規定する情報

(2) 報告先

無人航空機安全課

(3) 報告期限等

① 不安全事故及び法令違反の疑いのある事案の報告
発見から原則72時間以内に報告するものとする。

② 定期の報告

原則として各年度の4月末日までに前年度の情報を報告するものとする。

(4) 報告内容の取扱い

報告を行った内容について、重要事項であって無人航空機安全課が必要と認めた場合には、国全体として当該事象の再発防止を図る観点から他の認定USP等にも周知を図ることがある。その場合には、無人航空機安全課は、認定USP固有の技術情報の流出を防止するため、報告を行った認定USPとの間で事前に調整を行い、当該認定USPと合意した内容で周知を行うものとする。

6. その他

この要領の規定にかかわらず、無人航空機安全課長が適当であると判断する場合には、この要領の一部を適用しないことができるものとする。

附則（令和8年3月31日 国空無機第351405号）
この要領は、令和8年3月31日から適用する。